

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 杉野 剛  
(公印省略)

令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－(国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B)))の公募について(通知)

このことについて、「令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B)))」(以下「公募要領」という。)により公募します。

ついては、貴職から関係者に周知するとともに、貴研究機関において、応募者がいる場合には、公募要領「V 研究機関の方へ」の内容に従い、応募に係る手続等必要な事務を行ってください。

また、下記の点についても御留意ください。

#### 記

- ・公募要領は、次のホームページからダウンロードしてください。  
日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ  
URL:[https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35\\_kokusai/04\\_kyoudoub/download.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/04_kyoudoub/download.html)
- ・今回の公募要領における前年度からの主な変更点は別紙のとおりですので、貴職から関係者に周知してください。

以上

(本件担当)  
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1  
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第三課  
電話 03-3263-4927  
E-mail [kksi-kaken@jsps.go.jp](mailto:kksi-kaken@jsps.go.jp)

## ＜令和4(2022)年度公募における主な変更点等＞

- (1) 研究組織(研究代表者・研究分担者)に参画する若手研究者の要件については、「若手研究」の39歳以下の博士号未取得者に応募資格を認める経過措置が終了したことを踏まえ、令和4(2022)年4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の者(博士の学位取得後の産前・産後の休暇、育児休業の期間を除く)を対象とします。
- (2) 本種目で従前行っていた、交付申請の範囲内で年度ごとの研究費を変更交付決定する方式ではなく、他の科研費(基金分)と同様に、研究期間全体の研究費について初年度に一括して交付決定する方式となります。
- (3) 「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。

## (主な対応)

- ・研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に国内の競争的研究費のみならず、国外も含めた研究資金を記載することを明確にしています。
- ・研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に記載した研究課題を応募・受入れるに当たっての所属組織・役職を記載することとしています。
- ・研究計画調書は、応募者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、所属研究機関の取扱いに基づき所属研究機関と適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認した上で提出することとしています。

なお、研究計画調書に事実と異なる記載をした場合には、研究課題の不採択、採択取消し、又は減額配分をすることがあります。

- (4) 令和5(2023)年度公募から「国際共同研究強化(B)」の名称を「海外連携研究」に変更する予定です。詳細については、以下の資料をも参照してください。

- (5) 一部の研究者に審査負担が偏ることがないように、研究者全体で科研費の審査を支えていくためには、審査委員を引き受けていただくことが研究者の責務であり、学術研究を支えるためにも重要であることを明記しています。